

省エネ適合性判定における料金の運用について

標記について、以下の通り運用致します。

○計算対象外となる室を含む場合の料金について

- ①建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合、又は、モデル建物法で計算を行う際にその対象となる室がない場合

一律 30,000 円（税別）

例：延べ面積 5,000 m²の工場（開放部分なし）で 3500 m²の生産エリアがあり、モデル建物法で工場モデルを適用するが、計算対象となる倉庫・屋外駐車場・屋外駐輪場がなく、EV の設置もない場合等

- ②建築物の一部が計算対象外の場合（計算の対象となる室がない場合は除く）

対象棟の延べ面積 － 計算対象外部分の面積 ＝ 料金算定面積

例：延べ面積 5,000 m²の工場（開放部分なし）で 3500 m²の生産エリアがある場合

判定料金算定面積は 5,000－3,500＝1,500 m²のため、計算方法がモデル建物法であれば判定料金は料金表より 80,000 円（税別）

○変更に係る料金について

- ③計算対象面積が変更（増減）となる場合の計画変更や軽微変更該当証明申請の料金については、その変更後の面積に対応する料金表の面積区分の料金に対して 10 分の 6 又は 10 分の 5 を適用します。

- ④上記①が適用された申請について、その後、計算を行うことが必要となる場合の計画変更については、新規申請とみなして料金表の対象面積区分の料金を適用します。

（備考）

- ・計算対象外となる室については「モデル建物法入力支援ツール入力マニュアル（国土交通省国土技術政策総合研究所 国立研究開発法人建築研究所）」等を参照ください。
- ・判定対象となる建築物全体が計算対象外となる場合であっても、適合判定通知書の交付を受ける必要があります。
- ・適合性判定の要否を判断する面積算定において、計算対象外であることを理由に当該部分を除外することはできません。
- ・本運用は業務規程第 19 条第 5 号及び同第 20 条を適用し、判定料金を減額・増額するものです。